

加齢性難聴者の補聴器購入

に対する公的助成制度の実現を！

<取り組みにあたっての資料>



聞こえの

バリアフリー化を！



作成：高知医療生活協同組合

平和・社保委員会

各自治体

首長 様

2022年 月 日

住所 高知市口細山 206-9
高知医療生活協同組合
理事長 山中 正博

住所
高知医療生活協同組合
(支部)
支部長 ()

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設をしてください

加齢性難聴とは、加齢に伴い音を感じる部位に障害がおり、聴力の低下によって発生する障害で、40歳代からはじまり75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。

こうした難聴の影響は、危険の察知や家族や友人とのコミュニケーションがうまくいけなくなるとともに、孤立し、うつ状態や認知症の発症リスクを大きくするともいわれています。 <ページ4~14参照>

こうした難聴の改善には、補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす「聞こえのバリアフリー化」への必需品となっています。

しかしながら、補聴器は平均価格が15万円以上と高額であり、保険適用がないため全額個人負担となっています。年金生活者や低所得の高齢者にとって負担が大きすぎるため、経済的負担を軽減することが求められています。

高知県議会においても2019年6月議会で「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書」が採択されるとともに、高知県内の7市9町3村の19自治体で同様の意見書が採択されています。また国の動きが鈍いなか、東京をはじめ全国の市町村では補聴器購入費助成が広がりつつあります。 <ページ15~>

貴職においても、国への働きかけを強くお願いするとともに、独自の「加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度」を創設されるよう要望します。

以上



「四万十市健康・福祉地域推進事業」についてご案内

四万十市では、急速に進行する高齢化社会に対応していくために、高齢となっても健康で安心して暮らすことができる地域を推進していく「四万十市健康・福祉地域推進事業」を実施しています。

「目的」

この事業は、住民がいつまでも住み慣れた地域で安心して健康に過ごせるよう、子どもから高齢者まで全ての地域住民自らの助け合いにより構築することを目指し、元気に生き活きと暮らせる地域づくりを推進するものです。

「事業内容」

① 介護予防、健康推進事業	
・ 介護予防に係る運動の実施	
	要介護状態とならないようにの方々と楽しみながら行います
・ 地区住民の特定健診・がん検診	
・ 健康づくり学習会等の開催	
	特定健診等を受診し、自分の識や予防対策（学習会、料理教
② 支えあいの地域づくり事業	
・ 要支援者の把握と見守り	
・ 要支援者に対する生活支援	
	地域内の支援を要する人の把握

「実施方法」

うえの2つの健康福祉に関する事業を設立していただき、市からの委託料

「委託金額」

○ 事業の実施にかかる委託料

	事業名	
①	介護予防、健康推進事業	【介護予 高齢者 度）、毎 【健康推進】 実施内容に基づき、年額30,000円を上限
②	支えあいの地域づくり事業	実施内容に基づき、年額36,000円を上限

○ 地区健康福祉委員会の設立及び運営にかかる委託料

組織の運営に関する経費として、年額30,000円を、新規設立に関する経費として30,000円を上限に委託料を支給します。

【問い合わせ先】

(本庁) 高齢者支援課 高齢者福祉係 電話34-8066
(西土佐総合支所) 保健課 保健係 電話52-1132

「声を届けるハガキ」

地域の様子やあなたの声をお聞かせください

高齢者福祉介護事業で集判
を行っていきながら認知予防の
集いに集判づくりの方が多く回来了。

耳がきこえにくい話しが合われない
孤独感を感じると参加したくはないという
理由です。年金生活で補聴器が
買えません(高いです)何とか行政から
補助をしてくれませんかかと他県では
進められています、ぜひ生駒市も
進めたいと声を大きくして補助を実現
して下さいますか。議員にもお声かけ
をお願いします。

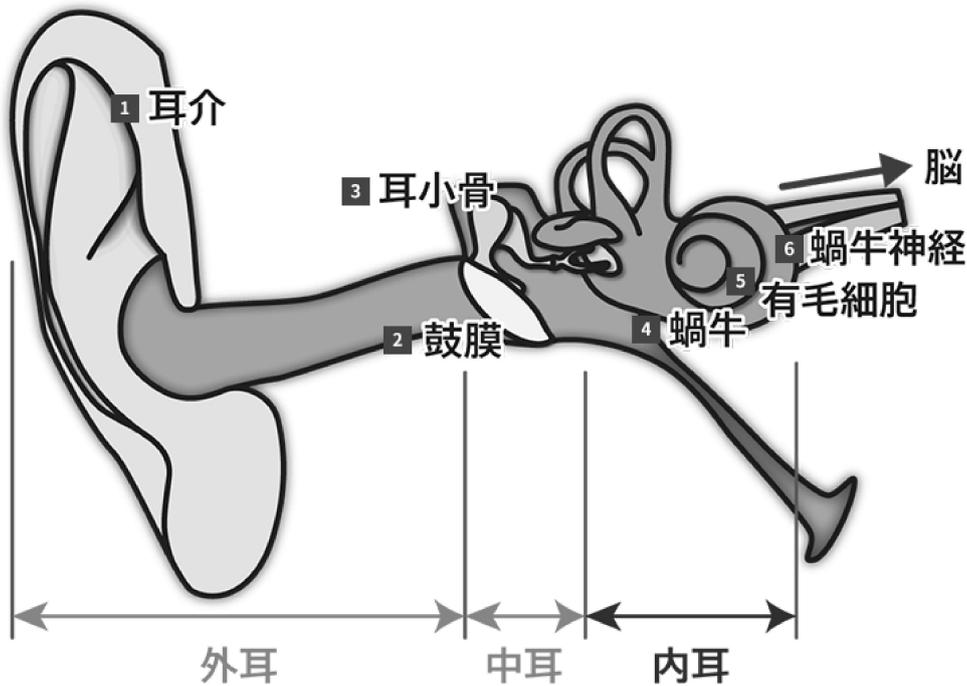
お名前 (坂本 幸子)
おところ (四万十市古津原)
TEL ()

聞こえのしくみ

外耳、中耳、内耳、蝸牛神経、そして大脳の見事な連携プレーで音は聞こえる！

耳は3つの部分から
成り立っています

- 音を集めて鼓膜まで伝える外耳
- 音を増幅する中耳
- 音の振動を電気信号に変換する内耳



1 耳介

耳介が空気の振動を集める

2 鼓膜

鼓膜が空気の振動をキャッチ

3 耳小骨

耳小骨が振動を増幅する

4 蝸牛

蝸牛の中のリンパ液が振動

5 有毛細胞

リンパ液の振動により「有毛細胞」が刺激を受けて、その刺激を電気信号に変える

6 蝸牛神経

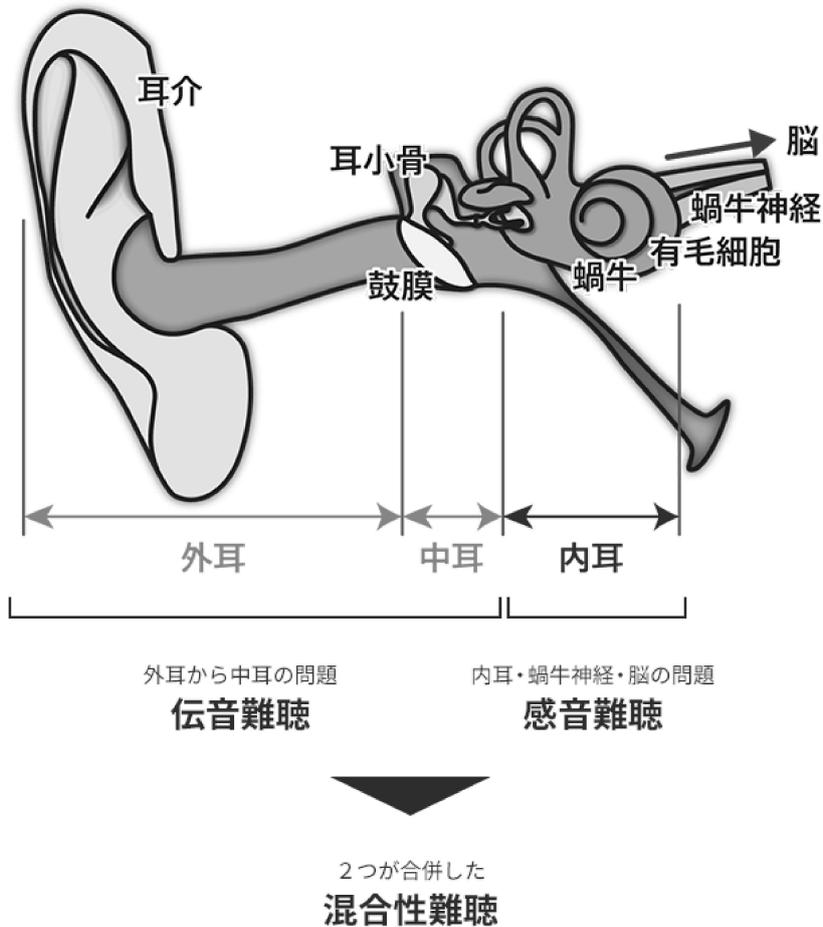
電気信号が、蝸牛の中の神経細胞から蝸牛神経を通して、脳に伝わる



難聴とは？

聞こえにくい状態を「難聴」と言います。

- 外耳、中耳に原因のある伝音(でんおん)難聴
- 内耳、蝸牛神経、脳に原因のある感音(かんおん)難聴
- 伝音難聴と感音難聴の2つが合併した混合(こんごう)性難聴



伝音難聴は手術で改善するケースもある

伝音難聴は、外耳や中耳になんらかの障害があることで起こります。外耳道炎、急性中耳炎などでは一時的な症状である場合も多く、薬物投与などで改善することが多いです。

一方、滲出性中耳炎、鼓膜穿孔（慢性中耳炎）や耳硬化症などでは手術で改善することもあります。治療が難しい場合でも補聴器を装用することで適切な音を内耳に届けられれば、問題なく聞こえることも多いです。耳鼻咽喉科を受診してください。



感音難聴は補聴器を装用することが大切である

感音難聴は、内耳、蝸牛神経、脳の障害によって起こります。急性に生じる突発性難聴などや慢性的に生じる騒音性難聴・加齢性難聴、生まれつきの先天性難聴などがあります。急性難聴は早期の薬物治療等で改善することもあります。また騒音性難聴は予防が重要になります。加齢性難聴などは現在は治療は困難ですが、補聴器で聞こえを補うことで、認知症予防、生活の質を改善させることができます。また、重度難聴の方には人工内耳手術を行うことで聞こえが戻る可能性があります。

混合性難聴は症状に応じた治療を選択する

混合性難聴は、伝音難聴と感音難聴の2つが合併した難聴です。伝音難聴と感音難聴のどちらの症状が強いかは個人差があるため、症状に応じて各種治療や補聴器などを使用します。

難聴の影響

難聴になるとさまざまな社会生活に支障をきたします。
そして認知症のリスクが大きくなります。



必要な音が聞こえず、
社会生活に影響を及ぼす



危険を察知
する能力が低下する



家族や友人との
コミュニケーション
がうまくいかなくなる



自信がなくなる



認知症発症の
リスクを大きくする



社会的に孤立し、
うつ状態に
陥ることもある

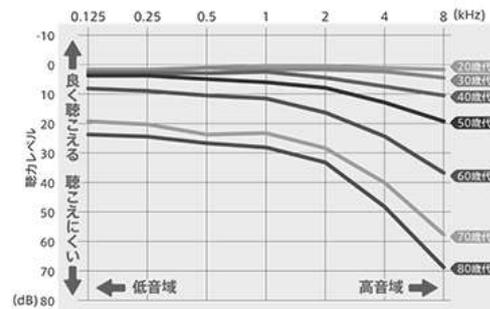


加齢と難聴（加齢性難聴）

40歳代から聴覚の衰えは始まる！75歳以上では約半数が難聴に悩んでいる！

加齢による聴力の低下は一般的に高音域から始まります。40歳代のうちはあまり自覚することはないでしょう。しかし、確実に高音域の聴力レベルは下がってきます。早期に予防することが大切です。

60歳代になると、「軽度難聴」レベルまで聴力が低下する音域が増え、聞こえが悪くなったと感じる人が急激に増えてきます。さらに70歳をこえるとほとんどの音域の聴力が「軽度難聴」～「中等度難聴」レベルまで低下してしまいます。65-74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいるといわれています。



年齢別平均Audiogram

立木孝、日本人聴力の加齢変化の研究、
Audiology Japan 45, 241～250, 2002より改変

加齢性難聴の機序

聞こえづらいのは、「音を感知する細胞」の数が減るため

加齢以外に特別な原因がないものを「加齢性難聴」と呼びます。

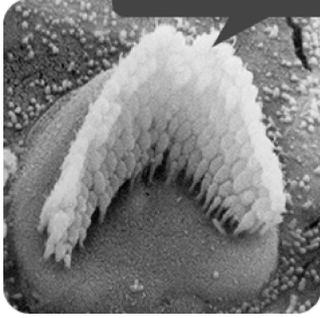
加齢性難聴は音を感じる部位が障害される感音難聴です。主な原因は、加齢によって、蝸牛の中にある有毛細胞がダメージを受け、その数が減少したり、聴毛が抜け落ちたりすることです。有毛細胞は、音を感知したり、増幅したりする役割がありますので、障害を受けると、音の情報をうまく脳に送ることができないのです。

また、内耳の問題以外にも、内耳から脳へと音を伝える神経経路に障害が起きたり、脳の認知能力が低下することも影響している可能性があり、さまざまな原因が複数組み合わせられて発生すると考えられています。

有毛細胞の走査電子顕微鏡像



正常な有毛細胞にはきれいな聴毛が見られます。



高齢者では有毛細胞の聴毛がところどころ抜け落ちています。



東京大学名誉教授 野村恭也先生より提供

とし
年齢のせいだと決めつけないで。加齢以外の原因もあります。

加齢性難聴はひと言でいえば、老化による聴覚機能の低下なので、残念ながら根本的な治療法はありません。大切なのは、できるだけ早期から補聴器などを使って、「聞こえ」を改善し、ことばを聞き分ける能力を最大限に発揮することなのです。また、単なる「加齢性難聴」ではなく、中耳炎などによる「伝音難聴」、騒音やウイルスなどによる「感音難聴」を発症していたり、難聴をさらに進行させていたりする事もあります。その場合は、投薬治療や手術などで治療できる可能性もありますので、「耳が聞こえづら^{とし}いのは年齢のせいだ」と決めつけずに、必ず耳鼻咽喉科医に診てもらうようにしましょう。



難聴の予防

加齢に伴う難聴は、老化現象の一種なので、誰にでも起こりうることです。しかし、進行を遅らせる、加齢以外の原因を避けるという意味での予防は十分に可能です。

耳にやさしい生活を心がける



大音量でテレビを見たり音楽を聴いたりしない



騒音など、大きな音が常時出ている場所を避ける



騒音下で仕事をしている方は耳栓をする



静かな場所で耳を休ませる時間を作る



老化を遅らせるための生活習慣の見直し



生活習慣病の管理
栄養バランスがとれた食事



適度な運動



規則正しい睡眠



禁煙

早期発見、早期治療のために定期的に耳鼻咽喉科受診を！



耳鼻咽喉科で
聞こえの検査



早期に補聴器で
聞こえをサポート



難聴の社会的孤立防げ

誰でも年齢を重ねると耳が遠くなって周囲の音が聞こえにくくなる。聴覚は日常生活に関わるさまざまな認知機能と関係しており、難聴があると認知症の度合いが高い傾向が知られている。国立長寿医療研究センターのチームは、補聴器をうまく使えば認知機能の低下が進むのを抑制できる可能性を日本人で示した。同センター研究員で豊田浄水こころのクリニック（愛知県豊田市）の杉浦彩子副院長は「難聴はお年寄りの社会的孤立にもつながる。専門医に相談して耳に合ったものを選んでほしい」と話す。

機種選び 専門医に相談を

最大のリスク

難聴と認知症の関係は古くから言われてきた。2011年に米国のチームが長期にわたる高齢者の追跡結果を示して各国で研究が進んだ。

日本では愛知医科大学の内田育恵准教授らが長寿医療研究センターの「老化に関する長期縦断疫学研究」の高齢者を分析。難聴がある場合はない場合に比べ、その後認知機能が低下する度合いが高いのを確かめた。杉浦さんも分析に参加した。

英医学誌ランセットの委員会では17年と20年、難聴は高血圧や喫煙、肥満などと並んで認知症のリスク要因だとする報告書を発表。加齢や遺伝など対処が難しいものを除くと、難聴が最大の予防可能なリスク要因だと指摘している。

低下が緩やかに

海外では補聴器を使うことで認知機能の低下を抑制できたとの報告がある。「日本人でも同じことが言えるだろうか」。そう考えた杉浦さんは、長寿医療研究センターの疫学研究に参加した高齢者約400人のデータを1997年から最長16年にわたって追跡した。

対象は中等度の難聴の人。近くで話したりテレビの音量を上げたりしないと聞こえにくい。生活に支障が出るレベルだ。

補聴器を使っている人と使っていない人が含まれる。3年ごとに4種類のテストで認知機能の変化を調べた。すると補聴器の使用者は非使用者に比べ、一般的な知識を尋ねるテストの成績が、年齢とともに低下する度合いが緩やかに

なっていた。「現在の首相は誰？」などクイズのような質問だ。一方、部分的に欠けた絵を補ったり、記号情報を素早く処理したりするテストでは補聴器使用による差がなかった。杉浦さんは「加齢で認知機能が低下するのは避けられない。ただ補聴器によって一般的知識の低下をある程度抑えられる可能性がある」と説明する。

長く快適に

難聴と認知症が関係するメカニズムにはさまざまな説がある。耳から入る情報が減って脳の神経が使われなくなり、認知機能に影響を及ぼす。音を聞き取るのが精いっぱいになって理解力や判断力に支障が出る。認知症の原因となる脳の萎縮が難聴を引き起こすことも考えられる。

難聴があると周囲と会話しなくなると生活が不活発になりがち。社会的孤立はそれ自体が認知症のリスクだ。杉浦さんは「中等度以上の難聴の人が補聴器を使うメリットは大きい」と話す。

「最近の補聴器は小型で高性能なものが増えていて」と説明するのは名古屋市中区「あかり補聴器」を経営する認定補聴器技術者の橋本孝介さん。

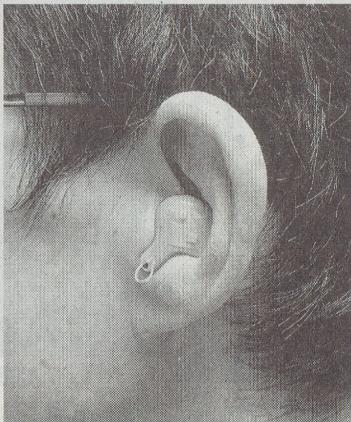
個人の難聴の症状や、耳の穴の形に合った性能のものを選ぶのが長く快適に使うコツ。日本耳鼻咽喉科学会が認定する「補聴器相談医」に相談するのがおすすめだ。

課題もある。デンマークなど欧州の国では中等度の難聴に補聴器の補助があるが、日本は中等度の大人には保険適用されない。杉浦さんは「今回の研究を受けて中等度難聴への保険適用拡大を求めたい」と話す。

補聴器で認知症進行抑制



汎用性が高い耳掛け型補聴器



個人の耳の形に合わせた耳穴型補聴器

聴覚障害の認定方法に関する検討会(第2回)	
平成26年9月2日	資料3

2014年9月2日

聴覚障害の認定方法に関する検討会
構成員各位

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 新谷友良

聴覚障害の認定方法に関する意見

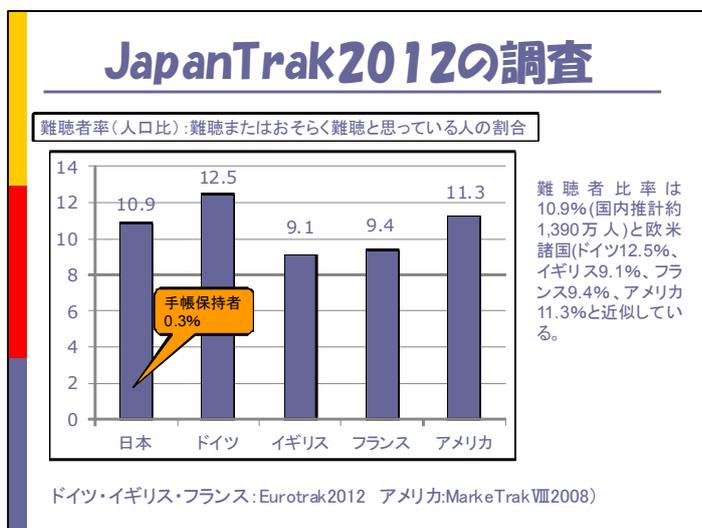
「聴覚障害の認定方法に関する検討会」でのヒアリングの機会を与えていただきましてありがとうございます。障害認定方法の在り方に関する議論は障害の範囲の問題と密接に関連します。我が国が1月20日に批准した障害者権利条約は、障害を「機能障害を持つ人と社会的障壁との相互作用に求める」考え方を採っています。障害の認定方法の見直しは聞こえに困難を抱える多くの人を福祉サービスの対象とする方向で検討されるべきであり、新たな検査方法を導入することによって、聴覚障害に認定される人の範囲を狭めることは容認できません。聴覚障害者の範囲の問題は当団体が設立以来「デシベルダウン運動」として悲願として取り組んでいる課題です。以下、聴覚障害者の範囲・等級とその認定方法について意見を述べさせていただきます。

記

1. 聴覚障害者の範囲

現在の身体障害者福祉法による聴覚障害の認定は純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定されており、2006年の調査によりますと聴覚・言語障害による身体障害者手帳の保持者は34万人と報告されております。(第1回検討会資料では、聴覚・言語障害者数は45.2万人) この聴覚・言語障害者の数は人口比にすると約0.3%であり、世界保健機関(WHO)の2005年報告の人口比4.3%、2013年報告の人口比5.2%(いずれも聴覚障害者数で、言語障害の方は含んでいないと思われます)と比較して極めて低い数値であります。この極端に低い数値の最大の理由は、WHOが純音聴力レベル41デシベル以上を聴覚障害としているのに対して、我が国が純音聴力70デシベル以上を聴覚障害としていることに起因していると考えます。

また、純音聴力レベル等による検査方法ではなく、難聴またはおそらく難聴と思っ
聴覚障害者の割合について、日本補聴器工業会などが実施した「JapanTrak (ジャパ
ントラック)2012」が以下の調査結果を発表しています。



聴覚障害に関する福祉サービスは、ほとんどがニーズアセスメントではなく手帳制度で運営されています。そのため、手帳取得に係る障害認定が聴覚障害者の範囲を決め、利用サービスの内容を決めます。これからの福祉サービス利用が手帳制度によるのかニーズアセスメントによるのかは、今後議論されていくと思いますが、現行の障害認定の基準をWHOの基準並みに改定することが

当面の急務と考えます。

2. 聴覚障害者の障害程度

現行の身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表は2級から6級に区分されていますが、日本の障害程度等級は、きこえの程度ではなく労働能力喪失率に基づいて設定されていると考えられます。(添付資料参照) 聴覚障害者の日常生活を考えた場合、労働能力喪失の割合で障害程度を決定する合理的根拠はなく、障害の程度を生活の質(QOL)の観点から見直し、QOL向上に重点をおいた福祉サービスへの転換が求められます。

障害程度に関しましては、WHOが純音の聴力レベル26-40 dBを「Slight Impairment」とし、医師との相談・補聴器使用推奨、41-60 dBを「Moderate Impairment」とし、補聴器の常時使用推奨、61-80 dBを「Severe Impairment」とし、補聴器使用、手話・読話の習得推奨、81 dB以上を「Profound Impairment」とし、補聴器の効果制限的、手話・読話必須、としていることを参考にすべきと考えます。

3. 聴覚障害の認定方法

聴覚障害の認定については、現行の純音による聴力検査と語音明瞭度検査の結果により判定することは現実的と考えます。地域での認定医の数は限定されており、通院・待機時間等の負担も考え、障害認定の方法は申請者に過重な負担をかけない合理的なものであるべきと考えます。

なお、聴覚に係る検査は、新生児スクリーニングは新生児の6-7割にまで普及していると聞いていますが、児童・生徒に関しては聴力検査が就学時、小学校4年・6年、中学校・高等学校2年しか義務付けられておらず、障害の早期発見・早期対応を

困難にしています。また、職場での健康診断では、1000Hz・4000Hz で聴力検査をし、異常者に防音室での精密な聴力検査を行うようなガイドがなされていますが、そのような検査を受けるためには、地域の医院・病院に出向く必要があります。

検討会での議論は、あくまでも手帳の認定の範囲に限られるのかもしれませんが、教育現場、労働現場での聴覚障害の早期発見・早期対応の課題との整合性も求められると考えます。聴覚障害認定に関する踏み込んだ議論を是非お願いいたします。

以上

添付資料：

「身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較」

身体障害者福祉法における聴覚障害の定義と労働基準法における聴覚障害等級との比較

級	身体障害者福祉法における聴覚障害程度等級表		級	労働基準法施行規則による聴覚障害等級	労働能力喪失率
	標準純音聴力検査による場合	聴取距離による場合			
2	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの	両耳全ろう	4	両耳を全く聾した者	92%以上
3	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの			
4	両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの	6	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	67%以上
6	両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの	40 cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの	7	両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの、または一耳を全く聾し他耳の聴力が一メートル以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの	56%以上
			9	両耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することができない程度になつたもの 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり他耳の聴力が1m以上の距離では尋常の話声を解することが困難である程度になつたもの 一耳を全く聾したもの	35%以上

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

現在、国の補聴器購入への助成は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、障害者手帳を持つ両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者が対象である。41デシベル以上の中等度以下の難聴者の補聴器購入には助成制度がなく、補聴器は3万円以上と高額で、生活に支障を来す加齢性難聴者がふえている。

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっており、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差がないにもかかわらず、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低く、日本での補聴器普及のおくれが指摘されている。

日本において補聴器の価格は高額であるが、保険適用とはなっていない。重度難聴の場合の補装具支給制度の対象になれば1割の自己負担で購入できるが、中等度以下の場合には、購入後に医療費控除を受けられるものの、控除額は僅少であり高額な自己負担が伴う。また、低所得者にとっては、補聴器の購入そのものが困難と言わざるを得ない。

欧米では、補聴器購入に対し公的補助制度があり、日本でも、一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対し補助を行っている。

補聴器のさらなる普及は、高齢になっても生活の質を落とさず心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものと考えられる。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 桑 名 龍 吾

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
全世代型社会保障改革担当大臣

} 様

地方議会の補聴器購入の公的支援を求める意見書採択の状況

2021.7.28現在 HP調査

NO	都県	補聴器助成金実施自治体	小計	補聴器購入の公的支援を求める意見書採択の状況	小計
1	北海道	北見市、池田町、豊頃町、赤井川村、上土幌町	5	伊達市、斜里町、江別市、根室市、旭川市、津別町、登別市、新ひだか町、知内町、仁木町、古平町、余市町、標茶町、広尾町、室蘭市、石狩市、芦別市、赤平市、洞爺湖町、歌志内市、黒松内町、むかわ町、東川町、芽室町、音更町、帯広市	26
2	青森			青森市、八戸市、五戸町、階上町、南部町、新郷村、外ヶ浜町、深浦町、藤崎町、大鰐町、鶴田町、三戸町、大間町、佐井村、鱒ヶ沢町、黒石市、平内町、田子町、五所川原市、田舎館町、東北町、七戸町、平山市	23
3	岩手			宮古市	1
4	宮城				
5	秋田	三種町	1	にかほ市、潟上市、大館市、由利本荘市、横手市、羽後町、東成瀬町、秋田市、仙北市、城目町、三種町、藤里町、八郎潟市、八峰町、能代市、井川町、北秋田市、上小阿仁村	18
6	山形			米沢市	1
7	福島			伊達市、郡山市	2
8	茨城	古河市	1		
9	栃木	足利市	1		
10	群馬	大泉町	1	下仁田町	1
11	山梨			北杜市、韮崎市、甲府市	3
12	埼玉	朝霞市	1	和光市、新座市、富士見市、古川市、戸田市、上尾市、嵐山町、桶川市、草加市、秩父市、宮代町、松伏町、上里町	13
13	千葉	浦安市、船橋市、印西市	3		
14	東京	新宿区、江東区、江戸川区、葛飾区、大田区、中央区、豊島区、千代田区、墨田区、足立区、文京区、板橋区、練馬区、利島村、渋谷区	15	三鷹市、東久留米市、小金井市、西東京市、荒川区、港区、千代田区	7
15	神奈川	津川村	1	県議会、中井町、座間市、大和市、日出町、二宮町	6
16	新潟	三条市、見附市、阿賀野市、出雲崎町	4	胎内市、阿加町、弥彦村、関川村、出雲崎町、佐渡市、三条市、聖籠町、村上市、津南町、	10
17	富山				
18	石川			県議会、金沢市、小松市、志賀町、加賀市	5
19	福井			越前市	1
20	長野	木曾町、南箕輪村、飯綱町	3	県議会、松本市、南木曾町、玉滝村	4
21	岐阜	輪之内町	1		
22	静岡	長泉町、磐田市、焼津市、三条市、見附市、田川市	6	静岡市、御殿場市	2
23	愛知	稲沢市、犬山氏、設楽町	3		
24	三重				
25	滋賀	豊郷町	1	近江八幡市、彦根市、東近江市、大津市	4
26	京都			宮津市、舞鶴市、長岡京市、与謝野町	4
27	大阪			泉大津市、富田林市、摂津市、交野市、吹田市、池田市	6
28	兵庫	明石市	1	県議会、西宮市、豊岡市、佐用町、川西市、朝来市	6
29	奈良			大和郡山市、王寺町、平郡町、三郷町、奈良市、大和高田市	6
30	和歌山			県議会、橋本市、和歌山市、日高川町、串本町、北山村、古座川町	7
31	鳥取				
32	島根			和野町	1
33	岡山			新見市、備前市、	2
34	広島				
35	山口				
36	徳島				
37	香川			丸亀市	1
38	愛媛			八幡浜市	1
39	高知			県議会、四万十市、香美市、宿毛市、四万十市、洲崎市、南国市、安芸市、黒潮町、本山町、大月町、日高村、北川村、大豊町、土佐町、芸西村、井野町、桂川町、安田町、四万十町	20
40	福岡			直方市、鞍手町	2
41	佐賀			唐津市	1
42	長崎				
43	熊本	益城町	1		
44	大分			日出町	1
45	宮崎				
46	鹿児島			垂水市	1
47	沖縄	那覇市	1		
	合計		50		186

*補聴器の助成を実施している自治体には65歳以上、住民税非課税、医師の証明、助成額1/2、上限額3万円などがありますが、高齢者にとっては「光明」との声もあり、全ての自治体で実施すべく9月、12月議会に向けて請願・陳情運動に取り組む

《注意》ホームページ検索による調査のため自治体によっては変更（廃止）されている場合もあるので注意願います。

地方公共団体名	年齢条件	内 容								
東京都新宿区 (補聴器の支給)	70歳以上	補聴器(「耳かけ式」又は「箱型」のどちらか)を支給 *障害者の制度で支給されている方は除く。 *利用者負担2,000円								
東京都江東区 (高齢者補聴器の現物支給)	65歳以上	1人1台1回限り。現物支給。 *次のすべてに該当する方 ①江東区にお住まいの65歳以上の在宅の方 ②障害者総合支援法による補聴器の支給を受けていない方 ③区で定める所得以下の方 *所得基準 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>扶養親族の数</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>基準額</td> <td>2,572,000</td> <td>3,052,000</td> <td>3,432,000</td> </tr> </table> *扶養親族が3人以上の場合、1人につき38万円加算	扶養親族の数	0人	1人	2人	基準額	2,572,000	3,052,000	3,432,000
扶養親族の数	0人	1人	2人							
基準額	2,572,000	3,052,000	3,432,000							
東京都江戸川区 (補聴器購入資金の助成)	65歳以上	*上限20,000円まで助成 *医療機器認定を受けた補聴器で、購入から3ヶ月以内に申請 *次のすべてに該当する方 ①満65歳以上で江戸川区内在住の方 ②住民税が非課税の方。領収書の日付(4月1日～6月30日購入の場合は前年度課税状況)で判断します ③医師から補聴器が必要と認められた方								
東京都葛飾区 (補聴器購入費助成)	65歳以上	*1回限り、35,000円を限度に助成 *次のすべてに該当する方 ①葛飾区民の方 ②満65歳以上の方 ③住民税非課税世帯の方 ④医師が補聴器を必要と認めた方								
東京都大田区 (補聴器購入費助成)	70歳以上	*1回限り、20,000円を限度に助成 *次のすべてに該当する方 ①満70歳以上であること ②大田区内に住所を有し、現に居住していること ③住民税非課税世帯 ④聴覚障害による身体障害者手帳を所持していないこと ⑤医師が補聴器の使用を必要と認めていること								
東京都中央区 (補聴器購入費助成)	65歳以上	*35,000円を限度に助成 *購入金額が35,000円未満である場合は購入金額を限度に助成 *次のすべてに該当する方 ①65歳以上の区内在住者 ②耳鼻科の医師が補聴器の使用を必要と認める方 ③本人の前年の所得が下記を超えないこと <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>扶養なし</td> <td>所得金額 2,572,000</td> <td>扶養1人</td> <td>所得金額 3,052,000</td> </tr> </table> *注記:扶養親族が増すごとに38万円を加算します ④以前にこの補聴器購入費用助成金を受けていない方	扶養なし	所得金額 2,572,000	扶養1人	所得金額 3,052,000				
扶養なし	所得金額 2,572,000	扶養1人	所得金額 3,052,000							

地方公共団体名	年齢条件	内 容
東京都墨田区 (高齢者補聴器購入費助成)	65歳以上	<p>* 20,000円を限度に助成</p> <p>* 次のすべてに該当すること</p> <p>(1) 墨田区内在住の満65歳以上で住民税非課税の方</p> <p>(2) 聴覚障害により補聴器(補装具購入費)の支給を受けていない方</p> <p>(3) 耳鼻いんこう科の医師から本事業の所定の基準を満たすと認められ、当該医師の意見書等を提出することができる方</p>
東京都豊島区 (高齢者補聴器購入費助成)	65歳以上	<p>* 20,000円を限度に助成</p> <p>* 次のすべてに該当すること</p> <p>1. 豊島区に住所を有する65歳以上のかた</p> <p>2. 住民税本人非課税(介護保険料所得段階が1から5)のかた</p> <p>3. 日常生活などで耳が聞こえにくく、耳鼻科の医師から本事業の基準を満たす証明を受けたかた(中程度難聴程度)</p> <p>4. 聴覚障害による身体障害者手帳の対象(高度難聴以上)とならないかた</p>
東京都千代田区 (補聴器購入費助成)	20歳以上	<p>* 購入金額の9割 25,000円を限度に助成</p> <p>* 次のすべてに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千代田区内に住所を有し、現に居住していること ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方 ・補聴器の必要性を認める医師の意見を得ることができる方 ・一耳の聴力レベルが40デシベル以上である方 ・本人または扶養義務者等の所得が、千代田区障害者福祉手当の所得基準の範囲内である方
福岡県田川市 (軽度難聴者補聴器購入費助成)		<p>* 助成対象経費と市が定める基準額を比較し、いずれか低い額の2分の1を助成します</p> <p>* 次のすべてに該当する方</p> <p>① 両耳聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または片耳の聴力レベルが50デシベル以上で他耳の聴力レベルが90デシベル未満であること。</p> <p>② 耳鼻咽喉科治療により聴力改善が見込めないこと</p> <p>③ 住民税非課税世帯、均等割のみの市民税課税世帯または生活保護世帯</p>
千葉県浦安市 (補聴器の購入費助成)	65歳以上	<p>* 35,000円を限度に助成</p> <p>* 聴覚障がいにより身体障がい者手帳の交付を受けている方を除く</p> <p>* 医療機関として認定されている補聴器のみ対象となります</p> <p>* 医師の証明書(市指定の様式)</p>
千葉県船橋市 (補聴器購入費用助成事業)	65歳以上	<p>(1) 購入した補聴器の費用が2万円未満の場合、その補聴器の費用分を助成 【例】補聴器代:1万5千円→助成額:1万5千円</p> <p>(2) 購入した補聴器の費用が2万円以上の場合、2万円を助成 【例】補聴器代:34万円→助成額:2万円</p> <p>下記の要件をすべて満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補聴器購入日時点で、市内に居住し、住民登録があること 2. 補聴器購入日時点で、65歳以上であること 3. 所得税非課税世帯に属していること(世帯分離をされていても、同居している方(ご家族等)がいる場合、その方も所得税が非課税である必要があります) 4. 医師により補聴器の使用が必要であるとの証明があること 5. 聴覚障害の身体障害者手帳を交付されていないこと

地方公共団体名	年齢条件	内 容																		
埼玉県朝霞市 (補聴器購入費用助成事業)	65歳以上	<p>*上限2万円</p> <p>次のすべての要件に合致される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市内に居住する65歳以上の方 ・市民税非課税世帯に属する方 ・聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方 ・医師が補聴器の必要性を認める方 ※医師の意見書が必要となります。 																		
栃木県宇都宮市 (老人福祉補聴器の交付)	65歳以上	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用世帯の区分</th> <th>負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>生活保護による被保護世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>生計中心者の前年所得税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯</td> <td>16,300円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯</td> <td>28,400円</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上</td> <td>全額自費</td> </tr> </tbody> </table> <p>*身体障がい者の聴覚障がいに該当せず一側耳の聴力レベルが、55デシベル以上90デシベル未満、他側耳の聴力レベルが55デシベル以上70デシベル未満で、専門医師により補聴器の使用が必要と認められた方に、補聴器(高度難聴用ポケット型か高度難聴用耳掛型)を交付します。</p>		利用世帯の区分	負担額	A	生活保護による被保護世帯	0円	B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円	C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300円	D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400円	E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上	全額自費
	利用世帯の区分	負担額																		
A	生活保護による被保護世帯	0円																		
B	生計中心者の前年所得税非課税世帯	0円																		
C	生計中心者の前年所得税課税年額が5,000円以下の世帯	16,300円																		
D	生計中心者の前年所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の世帯	28,400円																		
E	生計中心者の前年所得税課税年額が15,001円以上	全額自費																		
長野県木曾町 (高齢者補聴器購入費補助金)	65歳以上	<p>*購入費の2分の1以内で30,000円を上限とします(100円未満切り捨て)</p> <p>平成27年4月1日以降に補聴器を購入した65歳以上の町民</p>																		
愛知県北名古屋市 (難聴高齢者補聴器購入費補助)	70歳以上	<p>70歳以上で身体障害者6級以上と医師が診断した方 (身体障害者福祉法による補聴器の給付を受けている方は除きます)</p> <p>購入費60,000円以上の場合 30,000円</p> <p>購入費60,000円未満の場合 購入費の半額</p>																		
静岡県長泉町 (高齢者補聴器購入費助成事業)	65歳以上	<p>*助成する金額は、購入費の2分の1以内で、上限は3万円です</p> <p>次の1～3のすべてに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民登録があり、65歳以上の方 2. 両耳の聴力が50デシベル以上70デシベル未満の方 3. 障害者総合支援法による補聴器の支給対象にならない方 																		
北海道北見市 (補聴器交付)	70歳以上	<p>*補装具を購入することが経済的に困難な高齢者に補聴器を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象者は、70歳以上の在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方 ○補聴器～両耳の聴力損失が40デシベル以上の方 ○補聴器～高度難聴用ポケット型 																		
栃木県足利市 (日常生活用具給付事業)	75歳以上 (65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護世帯または市民税非課税世帯の75歳以上 ・65歳以上で要介護認定または要支援認定を受けているか、介護予防・日常生活支援総合事業の対象者 ・医師の判定を受けた方 ・障がいの程度が身体障害福祉法に規定する障がいの程度に該当しない者に限る 																		
茨城県古河市	65歳以上	<p>*購入費用の2分の1以内とし、1万円まで(1人1回限り、1台のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を購入した日において市内に住所を有し、現に居住している人 ・聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人 																		

地方公共団体名	年齢条件	内 容
福岡県粕屋町 (補聴器購入補助事業)	65歳以上	* 補聴器購入費の一部を補助する ・住民税非課税世帯のみ ・加齢による難聴のため医師の判断で補聴器が必要となった方

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
後期高齢者福祉医療費助成	後期高齢者福祉医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額または一部助成 	後期高齢者医療保険加入者で重度の障害認定を受けている方及び1人暮らし高齢者（町民税非課税、収入80万円以下）	町民課
障害者医療費助成	障害者医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額助成	重度の身体障害者手帳または療育手帳所持者など	町民課
母子父子家庭医療費助成	母子家庭などの保険診療分の自己負担額を全額助成	一定基準以下の所得の母子家庭など	町民課
精神障害者医療費助成	精神障害者医療受給者の保険診療分の自己負担額を全額または一部助成	・精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・自立支援医療受給者証所持者	町民課
療養費の支給	旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けた場合の費用 コルセットなどの補装具代（医師が必要と認めた場合に限る。） 折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた場合の費用 医師が必要と認めるはり・きゅう・マッサージなどの施術を受けた場合の費用	町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者	町民課

福祉

補助金の名称	補助金の概要	対象	担当課
地区敬老事業交付金	敬老会を実施する行政区に交付金を交付	全行政区	町民課
金婚夫婦祝品	結婚後50年を迎える夫婦へ祝品の贈呈	金婚夫婦	町民課
敬老祝品支給	満77歳、満88歳及び数え100歳以上の高齢者へ支給	満77歳、満88歳及び数え100歳以上の方	町民課
家族介護用品給付	紙おむつを年4回（1回135枚を目安）支給します。 要介護認定が要介護4又は要介護5の方で一定の基準にあたる場合、東三河広域連合の家族介護用品給付事業を利用できます。	障害者・高齢者のうち寝たきり状態などでオムツの必要な方	町民課
福祉移送サービス事業	要介護認定者、障害者等の方は、シルバー人材センターやタクシー事業者による移送サービスを有料で利用できます。 	要介護認定者、要支援認定者、障害者等	町民課
緊急通報システム制度	緊急時における通報手段の確保が困難な方に緊急通報システムの設置費、撤去費の全額、及び利用料の3/4を助成	65歳以上の高齢者世帯の方	町民課
介護予防活動支援交付金	介護予防等を実施する団体に対して、対象経費を助成します。（上限40万円）	町民団体等	町民課
高齢者安全運転応援補助金	安全運転支援装置の購入及び取付費用の一部を助成します。 ・障害物検知機能付き 上限32,000円 ・障害物検知機能なし 上限16,000円	65歳以上の運転免許保有の方	町民課
難聴高齢者補聴器購入費等助成	法律に基づく補聴器の支給対象とならない難聴高齢者に対して、補聴器の購入費と修理、調整費の一部助成 ・購入 片耳上限50,000円 ・修理・調整 上限10,000円	満65歳以上で医師の意見書を得た方	町民課

65歳以上の
高齢者対象

補聴器の購入費を助成します



○目的

明石市では、聴力低下へ早期に対応し、認知症やフレイルの進行を緩やかにすることで生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入にかかる費用の一部を助成します。

○助成対象者(以下のすべての要件を満たす方)

- ①市内に住所を有する満65歳以上の方
 - ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方
 - ③耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明(医師意見書)を受けた方
- ※ 中等度難聴程度(医師の診断による例外あり)

○助成内容

20,000円を上限として、1人1回限り助成

- ※ 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品(集音器は対象外)
- ※ 片耳、両耳問わず上限は20,000円
- ※ 故障、修理、メンテナンスなどは対象外
- ※ 受診・検査費用や文書料、送料等は自己負担
- ※ 助成決定通知の決定日から6か月以内に購入し、請求してください。
- ※ 申請前に購入されたものは助成対象外です。

【裏面をご覧ください】

申請から助成までの流れ

①申請書の入手

市役所窓口（本庁舎2階⑦窓口）にて、申請書と医師意見書用紙（市指定の様式）をお渡しします。



②耳鼻咽喉科の受診

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器の使用が必要と認められたときは、医師意見書に記入を受けてください。



※ 受診料・検査料・文書料等は自己負担です。

③申請・決定

ア 申請書と医師が発行した医師意見書を高齢者総合支援室に提出してください。

※ 医師意見書の作成日から3か月以内を目途に提出してください。

イ 市から助成決定通知書と請求書用紙（市指定の様式）が届きます。

※ 助成決定通知書が届くまでは補聴器を購入しないでください。



④購入

ア 補聴器を購入し、購入店舗からその領収書をもらってください。

※ 宛名は申請者本人に限ります。

イ 請求書に領収書と補聴器の型番がわかる書類を添付し、高齢者総合支援室に提出してください。

※ 市の助成決定通知書の発行日から6か月以内に補聴器を購入し、請求書を高齢者総合支援室に提出してください。



⑤助成

申請者本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。

【お問い合わせ先】

明石市 高齢者総合支援室 高年福祉係

TEL:078-918-5288 FAX:078-918-5106

様式第1 (第4条関係)

設楽町難聴高齢者補聴器購入費等助成事業申請書

年 月 日

設楽町長 殿

申請者
住所 設楽町 字
氏名
生年月日 年 月 日
電話番号

設楽町難聴高齢者補聴器購入費等助成事業実施要綱第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

補聴器購入等に要した費用の額	円
補聴器購入等助成申請額	円
購入・修理又は調整等の別	機種
<input type="checkbox"/> 購入	<input type="checkbox"/> 耳かけ型
<input type="checkbox"/> 修理又は調整等	<input type="checkbox"/> 耳あな型
	<input type="checkbox"/> その他 ()
	<input type="checkbox"/> ポケット型
	<input type="checkbox"/> 骨導式

修理・調整の項目もある設楽町の補聴器購入費等事業申請書

広がる補聴器助成

シリーズ

愛知県設楽町の補聴器助成制度は、助成額上限5万円。加えて制度を活用して購入した補聴器の修理や調整のための費用の助成も含む内容となっています。
(徳永慎二)

設楽町の人口は4600人弱。その半数が65歳以上です。

同町の補聴器助成制度は、2020年4月にスタートしました。65歳以上が対象で、所得制限はありません。助成額は、購入費用の3分の2の範囲で上限は5万円。片耳

1個ですが、とくに医師が必要と認める場合は、両耳(2個、上限計10万円)装用とすることができま

す。耐用年数期間中は、かかった費用の2分の1が購入した補聴器の耐用年数がすぎた場合は、再申請することができません。



愛知・設楽町

介護認定にかかわる聴力調査 (愛知県設楽町、2021年9月現在)

普通に聞こえる	309人
やっと聞こえる	169人
大声で聞こえる	59人
ほとんど聞こえない	10人
判断不能	4人
計	551人

上限5万円 両耳も可 修理・調整費助成も制度化

共産党議員の質問契機に



田中邦利町議

の範囲内で1回限りの修理・調整ができます。上限は1万円です。「補聴器は購入したが、ちゃんと聞こえるようになるまで調整がむずかしい、という話をよく聞くので、修理・調整の費用の助成も制度化しました」と同町町民課の大須賀宏明課長は話します。

4割強が難聴

4割強が難聴

制度創設のきっかけは、19年12月定例会での日本共産党の田中邦利議員の質問です。同じ年の3月に、共産党の大門実紀史参院議員が国会で、加齢性難聴者に対する補聴器購入の公的助成をとりあげました。田中さんは、その質問内容を紹介しつつ「設楽町でも、お年寄りの就労や社会参加に補聴器は必需品で、助成は欠かせない」と制度の創設を求めました。

実際、介護保険認定にかかわる聴力調査(21年9月現在)では、対象とした町内551人中、169人が「やっと聞こえる」などで、4割強が難聴者でした(表参照)。田中さんは「多くの高齢者が補聴器なしの不自由な生活をおくっていることがうかがえる」といいます。

田中さんは補聴器の装着率が低い背景として、「技能者による的確な調節ができない」と「自分にあっていても装着しないケースがある」と指摘し、調整費用の助成もあわせて提起しました。横山光明町長は「加齢性難聴者が、元気でいきいきと暮らしている、そんな状況をつくっていくためには補聴器の購入費用の負担軽減は必要であるし、時間をかけないで前向きにとりこんでいきたい」と答えました。担当の町民課は「高齢者の方が日常会話はもちろん、町の広報無線が聞こえず有難い際に支障をきたすことがないよう、前向きに検討したい」とのべました。

町議の田中さんは「気が付いていない人も含め、町内の難聴の方は少なくないと思います。補聴器が高くて手が出ないのかもしれない。でもともかく、おじいちゃん、おばあちゃんが家に閉じこもってしまわないように『補聴器を着けた方がいいよ』と広く声をかけることも考えたい」といいます。

「声を広く」

この質疑のあった翌年の20年3月、実施要綱が制定され、4月から制度が始まりました。制度開始から1年5カ月。「悩ましいのは、制度の活用が少ないこと。20年度に補聴器購入助成2件と、修理・調整費助成1件が交付されただけです」と町民課の大須賀さん。いずれも医師の証明にもとづいて、両耳2個分の助成となりました。大須賀さんは「まだまだ周知が足りないということでしょう。広報誌などで制度の周知に力を入れていきたい」と話します。

東京都特別区の23区を除く39市町村のなかで、利島村は初めて補聴器購入費助成制度を導入した自治体です。同村の制度をみました。(徳永慎一)



広がる補聴器助成

シリーズ

東京の市町村で初 利島村

利島は伊豆諸島の一つです。東京・竹芝桟橋から、高速船で2時間半、大型客船だと7時間半ほど。前夜出て早朝に到着する便があります。人口約3300人。「このころわずかに増えている」とは同村住民課の話です。村の地域おこし協力隊などのとりくみの影響では、といえます。

利島村で補聴器助成制度が始まったのは昨年9月。「きっかけは、村議会からの要望です。かなり前から質問でとりあげられました(住民課)といえます。

村議会の議員定数は6



笹岡議員

住民課によると、村の65歳以上は約80人です。「東京都区部の23区中7〜8区で補聴器助成制度が実施(現在は14区)されていたところだと思えます。島内を回ってみると、難聴者が10人ほどいることがわかりました。助成制度があれば助かります、という声があがっ

- 対象者と助成額
- 利島村の補聴器助成事業の対象者と助成額は次の通りです。
- 村内に住む満65歳以上の人
 - 補聴器の必要を認める医師の意見書のある人
 - 本人が住民税非課税
 - 国の補装具支給制度による補聴器の交付を受けていない人
 - 助成額は1人上限2万円

ていました」といいますが、なかなか実現には至りませんでした。

制度導入前の2020年3月議会、笹岡さんは日本共産党東京都議団の

協力も得て、こんな質問をしました。「多くの自治体で、購入費への支援助成が実施されています。本村においても、聴覚に不自由な人が10人程度おられます。実施に向けたとりくみを求めます。」

村長は「聴力低下により、日常生活に支障をきたす高齢者については、今後検討していきたい」とのべたものの、実施時期は表明しませんでした。

同年の6月議会、「近年の補聴器は、その人に合わせて調整するものが大半で、価格も30万円から50万円程度と高額で

相談制度提案

その後も、笹岡さんは現行制度の拡充を求めました。14日に閉会した12月議会、「村の助成額と東京都の補助制度の活用で、10人が15万円以上の補聴器を購入しても60万円程度です」と制度拡充に伴う村負担分の試算を示して、拡充を求めました。

村側は「現時点での拡充は考えていない」と答えましたが、笹岡さんはあわせて、補聴器の調整に悩む聴覚障害者への援助のために、「言語聴覚士

の招へい」を提案しました。住民課長は「次年度、耳鼻咽喉科の専門診療を実施する前までに、高齢者で耳の聞こえにくい方への講演を開催し、言語聴覚士へつなげる取り組みをしていく予定である」と答えました。

同村の補聴器助成への申請は、現在はまだありません。笹岡さんは「高額な補聴器を購入しても、調整が難しく、よく聞かれないというケースがあります。結局タンスにしまっておくことにな

言語聴覚士 言葉によるコミュニケーション

に問題のある人が、自分らしい生活ができるよう支援する専門職。摂食、嚥下、失語症や聴覚障害ことばの発達のおくれ、声や発音の障害など多岐にわたって専門的に対応します。そのための必要な検査を実施し、医療専門職、ケースワーカーなど多種の専門家とも連携し、必要に応じて訓練、助言します。

共産党議員が再三提起 島内回り難聴者の声聞く

2021年12月17日(金) あしたば第1594号

あしたば 第194号

2021年12月17日発行 発行所 日本共産党東京都支部 笹岡 一

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-9191

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 03-5561-9191

●お申し込みは11月30日までにお願いします

日本共産党利島支部の機関紙「あしたば」(8ページ、12月17日号)の1面(同号の「笹岡寿一」の議会報告)に掲載された補聴器助成についての質疑

2021年12月17日(金) あしたば第1594号

あしたば 第194号

2021年12月17日発行 発行所 日本共産党東京都支部 笹岡 一

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-9191

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 03-5561-9191

●お申し込みは11月30日までにお願いします

憲法9条改定への危険な新局面 共産党・志位勲指摘

9条改定めぐる3つの動き

1. 岸田首相が「前のめり」発言、自民党の推進本部が実現本部に
2. 敵基地攻撃能力の保有の検討、軍事費をGDP比2%にする動き
3. 日本維新の会と国民民主党が「憲法改正議論の加速」で合意

草の根から「改憲許すな」の大運動を

9条改定の危険な新局面を直視したとりくみが必要です。9条改定を許すな、9条を生かした平和憲法をのりこえて、日本共産党は、国民のみなさんと力をあわせて奮闘する覚悟です。

山添 拓 日本共産党

2021年12月17日(金) あしたば第1594号

あしたば 第194号

2021年12月17日発行 発行所 日本共産党東京都支部 笹岡 一

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 電話 03-5561-9191

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 03-5561-9191

●お申し込みは11月30日までにお願いします

補聴器助成制度の拡充を求めました

「現時点での拡充は考えていない」と答えましたが、笹岡さんはあわせて、補聴器の調整に悩む聴覚障害者への援助のために、「言語聴覚士

沖縄県(41市町村)の県都、那覇市で県内初の補聴器購入助成制度が、昨年8月から始まっています。制度の創設を陳情した全日本年金者組合那覇支部は制度の拡充とともに、他の自治体にも広げる取り組みを進めています。

(徳永慎一)

那覇市

健康寿命の延伸
医療費抑制にも

「市議会への陳情が制度創設の大きなきっかけになりました」――日本共産党の湧川朝彦那覇市議はいます。陳情とは、同支部が2020年1月23日に出した「加齢性難聴者への補聴器購入に係る負担軽減を求める陳情」のことです。



湧川さん

陳情採択 全会一致が決定的 制度拡充・普及・周知徹底めざす

昨年8月
スタート

沖縄県で初

広がる 補聴器助成

那覇市の加齢性難聴者補聴器購入費助成制度の概要

- 対象者
65歳以上の住民税非課税世帯の市民
聴覚障害による障害者手帳を所持していない人
耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要と診断された人
- 助成額
1人1台、上限2万5000円(1回限り)

る」という声かけがあった。陳情する前に市に助成制度を求めましたが、財政的にむずかしいと言われました」と話します。

陳情は「補聴器の普及向上により、健康寿命の延伸、医療費の抑制にも

つながる」という内容。20年3月18日に全会一致で採択され、翌年8月10日から補聴器助成制度が始まりました。「制度創設には、陳情の全会一致の採択が決定的でした」と湧川さんはいま

す。

日本共産党那覇市議員は、17年から各議員が連携して補聴器について連続的に議会で取り上げてきました。

17年2月定例会で湧川議員が、難聴と認知症との関係について、琉球大学名誉教授・耳鼻科医の野田寛さんの地元紙への投稿を紹介。認知症対策の充実を求めました。野田さんは投稿で「認知症など、高齢の難聴が及

ぼす影響を考え、40歳からの定期検診、補聴器適合へのとりくみを自治体は推進してもらいたい」とのべていました。

19年6月定例会では、前田千尋議員が「65歳以上の、聞こえづらさの症状が予測される那覇市内の3万人のうち、聴覚障害者に公的給付のある障害者手帳を交付されている人は約1000人で、3・3%にすぎない」と



前田さん

難聴と認知症の
関係を指摘して

この質問を受けて同年の11月定例会で、宮里昇議員(当時)が助成している自治体の予算額などを紹介し、「那覇市でも実現可能ではないか」と提起しました。

陳情が出された直後の20年3月の教育福祉常任委員会では制度実施の予算額が論議になり、市側は質問に立った湧川さんに「制度を実施している自治体の財源などを確認したい」と答えています。

同年9月定例会で市側は「陳情採択を受け、令和3年度(21年度)からの事業開始をめざしていることを明らかにしました。

那覇市で補聴器助成制度を担当しているのは「チャーがんじゅう(い

Happy New Year 2022

あけましておめでとうございます

那覇支部だより

2022年1月号 No.121

全日本年金者組合那覇支部発行
発行所：那覇市東区西原2-2-4
電話：098-933-2222
FAX：098-933-2223
Eメール：naha@nissai.or.jp

新年のごあいさつを申し上げます

コロナ禍のなかにも、皆様からのご声援をいただき、支部活動も少しずつ進んでまいりました。今年も引き続き、皆様と共に活動してまいります。

1月10日(日)に開催された、支部新年会。多くの皆様にご参加いただき、大変盛り上がりました。おかげさまで、今年も支部活動が盛んに行われています。

1月17日(日)に開催された、支部新年会。多くの皆様にご参加いただき、大変盛り上がりました。おかげさまで、今年も支部活動が盛んに行われています。

1月24日(日)に開催された、支部新年会。多くの皆様にご参加いただき、大変盛り上がりました。おかげさまで、今年も支部活動が盛んに行われています。

1月31日(日)に開催された、支部新年会。多くの皆様にご参加いただき、大変盛り上がりました。おかげさまで、今年も支部活動が盛んに行われています。

補聴器助成制度の発足を受けて、高齢者が人ほかにないよう呼びかけた、全日本年金者組合那覇支部の那覇支部だより(1月号)

「必要品となれば、予算増が必要に」

年金者組合那覇支部の三浦さんは「所得制限など不十分な点はあります

が、とにかく制度をスタートさせよう」とがんばってきました。制度拡充とともに、年金者組合として、全真的に広げていきたい」といいます。湧川さんは「まだまだ制度を知らない人が多い。老人福祉関係事務所へのポスターの掲示など、周知が必要だと感じています。補聴器が生活必需品ということになれば、予算額も増額が必要になってくるでしょう」と話しています。